

差別解消委員会関連規定

○小金井市地域自立支援協議会設置要綱（抜粋）

平成19年4月1日制定

（所掌事項）

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

(1)～(5) 省略

(6) 障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関すること。

(7) 省略

（委員の構成）

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1)～(11) 省略

(12) 前条第6号に掲げる事項に関する学識経験者 1人以内

(13) 省略

3 省略

4 第2項第12号の委員は、第6条の2に規定する委員会に限り出席するものとする。

（差別解消委員会）

第6条の2 協議会の下に、第3条第6号に掲げる事項の協議の調整をするため、差別解消委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の委員は、協議会の委員の中から会長が指名する。

3 委員会に、委員長を置く。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 委員長は、委員会の委員の中から会長が指名する。

6 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

7 委員会は、委員長が招集する。

8 委員長は、必要に応じて、委員会の委員以外の者に委員会への出席を求め、意見を聴くことができる。

（謝礼）

第9条 市は、協議会及び委員会の委員に対して、予算の範囲内で謝礼を支払う。

○障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例（抜粋）

平成30年6月29日条例第28号

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。ただし、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 障害者 障害者手帳等の有無にかかわらず、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、高次脳機能障害、難治性疾患その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）

がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的、断続的又は周期的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

(2) 省略

(3) 不当な差別的取扱い 障害又は障害に関連することを理由として行われるあらゆる区別、排除又は制限であって、あらゆる活動分野において、障害者が障害者でない者と等しく基本的人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果のあるものをいう。

(4) 合理的な配慮 障害者が障害者でない者と等しく基本的人権を享有し、日常生活又は社会生活を営むために、障害者の求めに応じて必要かつ適切な現状の変更又は調整を行うことをいう。ただし、社会通念上その実施に伴う負担が過重になるものを除く。

(5) 差別 障害者に対し、障害者でない者の取扱いと比べて不当な差別的取扱いをし、又はしようとする事、及び合理的な配慮をしないことをいう。

(6)～(7) 省略

(特定相談)

第13条 障害者及びその関係者は、市に対し、障害者本人に係る差別に関する相談（以下「特定相談」という。）をすることができる。

2 市は、特定相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 特定相談に応じ、必要な助言及び情報提供を行うこと。

(2) 特定相談に係る関係者間の調整を行うこと。

(3) 関係行政機関への紹介を行うこと。

(4) 次条の申立てに関する援助を行うこと。

3 市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第77条の2の基幹相談支援センターに、前項各号に掲げる事務の全部又は一部を委託することができる。

4 特定相談の事務に従事する者又は特定相談の事務に従事していた者は、特定相談の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(助言又はあっせんの申立て)

第14条 障害者は、自己に対する差別に該当すると思われる事案（以下「対象事案」という。）があるときは、市長に、解決するための助言又はあっせんの申立てをすることができる。

2 障害者の保護者又は養護者、障害者に関係する事業者又は関係機関その他関係者は、当該障害者に代わり、前項の申立てをすることができる。ただし、当該障害者の意に反するおそれがあると認められるときは、申立てをすることができない。

3 前2項の規定にかかわらず、対象事案が次の各号のいずれかに該当するときは、前2項の申立てをすることができない。

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他の法令により審査請求その他の不服申立てをすることができるものであるとき。

(2) 前2項の申立ての原因となる事実のあった日（継続する行為にあつては、その行為の終了した日）から3年を経過しているものであるとき（その間に申立てをしなかったことにつき正当な理由があるときを除く。）。

(3) 現に犯罪の捜査の対象となっているものであるとき。

4 対象事案が前項第3号に該当することとなったときは、当該申立ては、取り下げられたものとみなす。

(対象事案の調査)

第15条 市長は、前条第1項又は第2項の申立てがあったときは、対象事案について、相談支援事業者（市から委託を受けて障害者総合支援法第77条第1項第3号に規定する事業を行う者をいう。）と連携し、調査を行うことができる。この場合において、対象事案において差別したと

される者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

- 2 市長は、前項の調査を拒否した者に対して、調査に協力するよう勧告することができる。協議会において協議が調った事項については、委員はその協議の結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(助言及びあっせん)

- 第16条 市長は、前条第1項の調査の結果、必要があると認めるときは、障害者総合支援法第89条の3第1項の規定に基づき設置する小金井市地域自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）に対し、助言又はあっせんを行うことについて意見を求めるものとする。
- 2 自立支援協議会は、前項の助言又はあっせんのために必要があると認めるときは、対象事案に係る障害者、事業者その他の関係者に対し、その出席を求めて説明もしくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 市長は、第1項の規定による自立支援協議会の意見に基づき、助言又はあっせんを行うことが適当であると判断したときは、対象事案に係る障害者、事業者その他の関係者に対し、助言又はあっせんを行うものとする。